

賠償責任保険 補償拡大に関する特約

< 目 次 >

第1条（この特約の適用条件）

第2条（保険金をお支払いする場合）

第3条（お支払いする保険金の額）

第4条（保険金をお支払いしない場合）

第5条（準用規定）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者がこの特約について合意がある場合に適用します。

第2条（保険金をお支払いする場合）

弊社は、この特約により、被保険者が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する事故で、かつ、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金をお支払いする場合）第1項各号に規定する事故以外の偶然な事故により住宅が損壊した場合において、その住宅の貸主に対して負担する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、賠償責任保険金をお支払いします。

第3条（お支払いする保険金の額）

1 弊社は、1回の事故につき100万円を限度とし、普通約款第3条（お支払いする保険金の額）第1項の各号に規定するものに限り、その合計額を、この特約第2条（保険金をお支払いする場合）の賠償責任保険金として、お支払いします。

2 普通約款第3条（お支払いする保険金の額）第2項の規定にかかわらず、普通約款第2条（保険金をお支払いする場合）の各項によって計算された額およびこの特約第2条（保険金をお支払いする場合）によって計算された額の合計額が1000万円をこえる場合においては、弊社がお支払いする保険金は1000万円とします。

第4条（保険金をお支払いしない場合）

1 弊社は、普通約款第5条（保険金をお支払いしない場合）第1項の各号または次の各号のいずれかの事由による損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、この特約第2条（保険金をお支払いする場合）の賠償責任保険金をお支払いしません。

（1）住宅の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は、賠償責任保険金をお支払いします。

（2）住宅の瑕疵によって生じた損害。

（3）住宅の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によって生じた損害。

（4）住宅に対する加工、修理または調整の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害。

（5）住宅に生じたすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外観上の損傷または住宅の汚損（落書きによる汚損を含みます。）であって、住宅の機能に直接関係のない損害。

（6）不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない住宅の電氣的事故または機械的事故に

よって生じた損害。

(7) 詐欺または横領によって住宅に生じた損害。

(8) 土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害。

(9) 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、住宅の他の部分と同時に損害を受けた場合は、賠償責任保険金をお支払いします。

(10) 住宅の使用により、不可避免的に生じる汚損、すり傷、かき傷等の損害。

(11) 雨、風、雪、ひょうもしくは砂じんの吹込みや漏入による損害。

2 弊社は、被保険者が普通約款第5条（保険金をお支払いしない場合）第2項の各号（同項（7）を除きます。）のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、この特約第2条（保険金をお支払いする場合）の賠償責任保険金をお支払いしません。

第5条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しない限り、普通約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。